

(別紙)

日本放送協会定款変更 新旧対照表

※下線部は、変更しようとする部分。

変更案	現行
<p>(業務)</p> <p>第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局又は<u>第52条第2項に規定する基幹放送局提供子会社の中継地上基幹放送局（放送法第91条第2項第3号に規定する放送系において他の放送局から放送をされる放送番組を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする地上基幹放送の業務に主として用いられる基幹放送局をいう。以下同じ。）</u>を用いて行われるものに限る。）を行うこと。</p> <p>ア 中波放送</p> <p>イ 超短波放送</p> <p>ウ テレビジョン放送</p> <p>二～五 (略)</p> <p>2～12 (略)</p>	<p>(業務)</p> <p>第4条 (同左)</p> <p>一 次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局を用いて行われるものに限る。）を行うこと。</p> <p>ア (同左)</p> <p>イ (同左)</p> <p>ウ (同左)</p> <p>二～五 (同左)</p> <p>2～12 (同左)</p>
<p>(出資等)</p> <p>第5条 本協会は、第52条第1項に規定する子会社（本協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の本協会がその経営を支配している法人として、<u>放送法第20条の2</u>に基づく総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）<u>又は第53条第1項に規定する子会社</u>に対して出資する場合のほか、前条第1項又は第2項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、放送法第22条各号に掲げる者に出資する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(出資等)</p> <p>第5条 本協会は、第52条第1項に規定する子会社（本協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の本協会がその経営を支配している法人として、<u>放送法第21条</u>に基づく総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して出資する場合のほか、前条第1項又は第2項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、放送法第22条各号に掲げる者に出資する。</p> <p>2・3 (同左)</p>
<p>(中期経営計画)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 中期経営計画には、次に掲げる事項を記載する。</p> <p>一 中期経営計画の期間（前項の期間の範囲内で経営委員会が定める期間をいう。<u>第84条第3項及び第5項第2号</u>において同じ。）</p> <p>二～七 (略)</p>	<p>(中期経営計画)</p> <p>第6条 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>一 中期経営計画の期間（前項の期間の範囲内で経営委員会が定める期間をいう。<u>第83条第3項及び第5項第2号</u>において同じ。）</p> <p>二～七 (同左)</p>
<p>(経営委員会の権限等)</p> <p>第15条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>一 次に掲げる事項の議決</p> <p>ア～オ (略)</p>	<p>(経営委員会の権限等)</p> <p>第15条 (同左)</p> <p>一 (同左)</p> <p>ア～オ (同左)</p>

<p>カ <u>第61条第1項</u>に規定する業務報告書及び<u>第77条第1項</u>に規定する財務諸表</p> <p>キ (略)</p> <p>ク 国内基幹放送（電波法の規定により本協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる<u>もの</u>に限る。）並びに国際放送（外国の放送局を用いて行われるものに限る。以下このクにおいて同じ。）及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止（国際放送及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）</p> <p>ケ・コ (略)</p> <p>サ <u>第59条</u>の受信契約の条項及び受信料の免除の基準</p> <p>シ～セ (略)</p> <p>ソ <u>第53条第2項</u>及び<u>第58条第1項</u>に規定する基準</p> <p>タ <u>第54条</u>に規定する基準及び方法</p> <p>チ～ヌ (略)</p> <p>ネ <u>第5条第1項</u>、<u>同条第2項</u>又は<u>第52条第1項</u>の総務大臣の認可を受けて行う出資</p> <p>ノ～フ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(経営委員会の運営)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況並びに<u>第64条</u>の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>(理事会)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2 理事会は、次の事項を審議する。ただし、定例に属する事項及び会長が軽微と認めた事項については、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第70条第2項</u>の規定により経営委員会の同意を得る事項（<u>第71条第2項</u>において準用する場合を含む。）</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(国内基幹放送の業務の方法)</p> <p>第52条 本協会は、<u>第4条第1項第1号</u>の業務を効率的に遂行するため必要があるときは、<u>総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社に出資する。</u>この場合において、本協会は、当該出資</p>	<p>カ <u>第60条第1項</u>に規定する業務報告書及び<u>第76条第1項</u>に規定する財務諸表</p> <p>キ (同左)</p> <p>ク <u>テレビジョン放送による国内基幹放送</u>（電波法の規定により本協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる<u>衛星基幹放送</u>に限る。）並びに国際放送（外国の放送局を用いて行われるものに限る。以下このクにおいて同じ。）及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止（国際放送及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）</p> <p>ケ・コ (同左)</p> <p>サ <u>第58条</u>の受信契約の条項及び受信料の免除の基準</p> <p>シ～セ (同左)</p> <p>ソ <u>第52条第2項</u>及び<u>第57条第1項</u>に規定する基準</p> <p>タ <u>第53条</u>に規定する基準及び方法</p> <p>チ～ヌ (同左)</p> <p>ネ <u>第5条第1項</u>又は<u>第2項</u>の総務大臣の認可を受けて行う出資</p> <p>ノ～フ (同左)</p> <p>二 (同左)</p> <p>2～4 (同左)</p> <p>(経営委員会の運営)</p> <p>第21条 (同左)</p> <p>2～6 (同左)</p> <p>7 会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況並びに<u>第63条</u>の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。</p> <p>8・9 (同左)</p> <p>(理事会)</p> <p>第46条 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>一 (同左)</p> <p>二 <u>第69条第2項</u>の規定により経営委員会の同意を得る事項（<u>第70条第2項</u>において準用する場合を含む。）</p> <p>三・四 (同左)</p> <p>(新設)</p>
--	--

<p>をしている間、当該出資をした者を子会社として保有する。</p> <p>一 指定地上基幹放送地域（放送法第20条の2第1項第1号の地域をいう。以下同じ。）において、基幹放送局設備（中継地上基幹放送局に係るものに限る。以下同じ。）の保有及び管理をすること。</p> <p>二 指定地上基幹放送地域において、本協会その他の基幹放送事業者との契約に基づき、前号の基幹放送局設備を当該基幹放送事業者の地上基幹放送の業務の用に供すること。</p> <p>2 本協会は、指定地上基幹放送地域において地上基幹放送の業務を行うに当たって必要があるときは、第1項の規定に基づき出資した子会社（以下「基幹放送局提供子会社」という。）との契約に基づき、基幹放送局提供子会社の提供する基幹放送局設備を用いる。</p> <p>3 本協会は、必要があるときは、放送法第85条第1項の総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、基幹放送局提供子会社に対し、指定地上基幹放送地域における地上基幹放送の業務に用いられる中継地上基幹放送局及びこれに附属する放送設備を譲渡する。</p> <p>第53条 （略）</p> <p>第54条 （略）</p> <p>2 本協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれを変更しようとするときは、<u>第71条</u>に規定する国際放送番組審議会に諮問する。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>第55条～第57条 （略）</p> <p>（業務の委託）</p> <p>第58条 本協会は、<u>第53条</u>第2項の場合のほか、第4条第1項の業務についてその一部を他に委託する場合は、本協会が定める基準に従ってこれを行う。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第59条 （略）</p> <p>第60条 前条第1項の受信料の額は、国会が本協会の収支予算を承認することによって定めた額とする。ただし、<u>第76条</u>第1項に規定する場合においては、前事業年度終了の日における受信料の額とする。</p> <p>第61条～第66条 （略）</p> <p>（諮問事項）</p>	<p>第52条 （同左）</p> <p>第53条 （同左）</p> <p>2 本協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれを変更しようとするときは、<u>第70条</u>に規定する国際放送番組審議会に諮問する。</p> <p>3・4 （同左）</p> <p>第54条～第56条 （同左）</p> <p>（業務の委託）</p> <p>第57条 本協会は、<u>第52条</u>第2項の場合のほか、第4条第1項の業務についてその一部を他に委託する場合は、本協会が定める基準に従ってこれを行う。</p> <p>2・3 （同左）</p> <p>第58条 （同左）</p> <p>第59条 前条第1項の受信料の額は、国会が本協会の収支予算を承認することによって定めた額とする。ただし、<u>第75条</u>第1項に規定する場合においては、前事業年度終了の日における受信料の額とする。</p> <p>第60条～第65条 （同左）</p> <p>（諮問事項）</p>
---	---

第67条 (略)

- 2 本協会が第65条第2項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送に関する計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、会長は、地方審議会に諮問しなければならない。
- 3 (略)
- 4 前項の規定により会長が諮問する事項は、中央審議会に対しては全国向けの放送番組に係るもの、地方審議会に対しては第65条第2項に規定する地域向けの放送番組に係るものとする。

第68条 (略)

(答申等に対する措置)

第69条 会長は、中央審議会又は地方審議会が第66条の規定により答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置を講じなければならない。

- 2 (略)

(組織及び委員の委嘱)

第70条 (略)

- 2 (略)
- 3 地方審議会の委員は、学識経験を有する者であつて、当該地方審議会に係る第65条第2項に規定する地域に住所を有するもののうちから、会長が委嘱する。

(国際審議会)

第71条 (略)

- 2 第66条第1項及び第3項、第67条第1項及び第3項、第68条(第4号を除く。)、第69条(第2項第3号を除く。)並びに前条第1項及び第2項の規定は、国際審議会について準用する。この場合において、第66条第3項及び第67条第3項中「国内基幹放送」とあるのは「国際放送等」と、第67条第1項中「国内番組基準、国内基幹放送の放送番組の編集に関する基本計画及び国内基幹放送(特別な事業計画によるものを除く。)の放送番組の種別の基準」とあるのは「国際番組基準及び国際放送等の放送番組の編集に関する基本計画」と、前条第1項中「中央審議会は委員15人以上、地方審議会は委員7人以上」とあるのは「国際審議会は、委員10人以上」とそれぞれ読み替える。

第72条～第80条 (略)

(会計監査人の任期)

第81条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての第77条第1項の規定による総務大臣への提出の時までとする。

第66条 (同左)

- 2 本協会が第64条第2項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送に関する計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、会長は、地方審議会に諮問しなければならない。
- 3 (同左)
- 4 前項の規定により会長が諮問する事項は、中央審議会に対しては全国向けの放送番組に係るもの、地方審議会に対しては第64条第2項に規定する地域向けの放送番組に係るものとする。

第67条 (同左)

(答申等に対する措置)

第68条 会長は、中央審議会又は地方審議会が第65条の規定により答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置を講じなければならない。

- 2 (同左)

(組織及び委員の委嘱)

第69条 (同左)

- 2 (同左)
- 3 地方審議会の委員は、学識経験を有する者であつて、当該地方審議会に係る第64条第2項に規定する地域に住所を有するもののうちから、会長が委嘱する。

(国際審議会)

第70条 (同左)

- 2 第65条第1項及び第3項、第66条第1項及び第3項、第67条(第4号を除く。)、第68条(第2項第3号を除く。)並びに前条第1項及び第2項の規定は、国際審議会について準用する。この場合において、第65条第3項及び第66条第3項中「国内基幹放送」とあるのは「国際放送等」と、第66条第1項中「国内番組基準、国内基幹放送の放送番組の編集に関する基本計画及び国内基幹放送(特別な事業計画によるものを除く。)の放送番組の種別の基準」とあるのは「国際番組基準及び国際放送等の放送番組の編集に関する基本計画」と、前条第1項中「中央審議会は委員15人以上、地方審議会は委員7人以上」とあるのは「国際審議会は、委員10人以上」とそれぞれ読み替える。

第71条～第79条 (同左)

(会計監査人の任期)

第80条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての第76条第1項の規定による総務大臣への提出の時までとする。

第82条・第83条 (略)

(還元目的積立金)

第84条 (略)

2・3 (略)

4 前項ただし書に規定する場合において、同項に規定する収支予算を作成しないときにおける第75条第1項の規定の適用については、同条第1項中「中期経営計画」とあるのは、「中期経営計画及び第84条第3項ただし書に規定する理由を記載した書類」とする。

5 (略)

第85条～第87条 (略)

附 則

この定款は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和5年法律第40号）附則第1条に掲げる規定の施行の日から施行する。

(削除)

第81条・第82条 (同左)

(還元目的積立金)

第83条 (同左)

2・3 (同左)

4 前項ただし書に規定する場合において、同項に規定する収支予算を作成しないときにおける第74条第1項の規定の適用については、同条第1項中「中期経営計画」とあるのは、「中期経営計画及び第83条第3項ただし書に規定する理由を記載した書類」とする。

5 (同左)

第84条～第86条 (同左)

附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）（以下「改正法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(受信契約の条項の認可に関する経過措置)

第2条 この定款の第58条第3項各号に掲げる事項のうち、同項第4号イに係る部分の受信契約の条項については、改正法の施行後最初に同項に定める変更の認可を受けるものとして、改正法の施行の日から起算して6か月以内に、総務大臣の認可を受ける。